

軽減対象となる費用・減額割合

軽減対象サービス(※1参照)	軽減対象費用	減額割合		
		生活保護 受給者	老齢福祉 年金受給者	一般
・訪問介護 ・介護予防型訪問サービス ・夜間対応型訪問介護	利用者負担額 (1割負担分)	—	50%	25%
・通所介護 ・地域密着型通所介護 ・(介護予防)認知症対応型通所介護 ・介護予防型通所サービス	利用者負担額 (1割負担分)	—		
	食費	—		
・(介護予防)短期入所生活介護 (※2参照)	利用者負担額 (1割負担分)	—		
	食費	—		
	滞在費	100%		
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 (いずれも※3参照)	利用者負担額 (1割負担分)	—		
	食費	—		
	宿泊費	—		
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (※3参照)	利用者負担額 (1割負担分)	—		
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護 (いずれも※2、※3、※4参照)	利用者負担額 (1割負担分)	—		
	食費	—		
	居住費	100%		

※1 軽減の対象となるサービスは都道府県及び市町に利用者負担軽減制度事業の実施を申し出た社会福祉法人が提供するサービスに限られます。

なお、軽減を実施していない法人もありますので、サービス利用時に事業所・施設に直接ご確認いただくか、高砂市介護保険課までお問い合わせください。

※2 平成27年8月から、介護保険負担限度額認定の対象とならない人は、軽減対象費用が利用者負担額(1割負担分)のみとなります。

※3 利用者負担額(1割負担分)については、軽減されない場合があります。

※4 平成12年3月31日以前から特別養護老人ホームに入所されていて、利用者負担が5%以下でユニット型個室に入所している方は、軽減対象費用が居住費のみとなります。